

水質管理目標設定項目等の取扱い

1. 水質管理目標設定項目

今回の水質基準の見直しに当たっては、人の健康の保護の観点又は生活上の支障を生ずるおそれの観点から必要な項目は全て水質基準としたところであるが、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）について関係者の注意を喚起すべきものについては、水質管理目標設定項目として位置づけたところである。これらについても水質基準に準じ、必要な項目について水質検査を行い、知見を集積していくことが望ましい。

なお、水質管理目標設定項目のうち、優先度が高いとされた以下の項目については特に留意すべきである。

(1) 農薬類

農薬類については、国民の関心が高いことから、優先的に水質検査を行うことが望ましい。水質検査にあたっては、別紙 1 に掲げられている農薬類の対象農薬リストを参照して、集水域で使用される可能性のあるものを選定し、その散布時期に合わせて、水質検査を集中的に行うようにすべきである。

(2) 有機物質等（KMnO₄消費量）

有機物の指標について KMnO₄ から TOC に変更することとしたが、各地域における両者の関係を把握するため、当面 TOC と合わせて測定することが望ましい。

(3) ニッケル、亜硝酸性窒素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール

毒性評価の観点から水質基準とすることが見送られたものの、その処理性や資機材、消毒副生成物の観点から優先度の高い項目として考えられるので、優先的に水質検査を行うことが望ましい。

(4) その他留意すべき項目

二酸化塩素、亜塩素酸、塩素酸については、二酸化塩素を使用する場合には必須

のものとして扱うことが望ましく、その際には、毎日検査を行うべきである。また、目標値を超過する際には使用を中止する等の対策を原則とすべきである。

なお、水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は、第7章で示した方法に準拠することが適当である。また、基本的には水質基準項目の水質検査を行う地点と同一とすることが望ましい。

2．原水等の水質検査

原水等の水質検査とは、既に述べたとおり、原水の取水から浄水処理、配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査であり、水質基準を満足する水道水を供給する上で欠くことのできないものである。

原水の水質検査を定期的に行い、原水水質の変化を的確に把握することによって、初めて日常の浄水処理等の操作を適切に行うことが可能となるものであり、また、浄水過程にある水の水質検査は、浄水処理が適切に行われているかどうかを判断する上で重要性が高いものである。

このため、原水等の水質検査は、水質基準項目を基本として、水質管理目標設定項目や一連の水質管理の状況を確認する上で重要と考えられる項目についても地域の实情に応じて必要な項目について実施することが望ましい。

また、原水、浄水過程の水以外にも、一連の水質管理の状況を確認するため各々の状況に応じて適切な地点においても検査を行うことが望ましい。

なお、その頻度については、少なくとも水道水の定期的水質検査と合わせて行うことが望ましく、さらに原水水質の変動特性に応じて、特定の水質項目については頻度を高くするなどの配慮が望まれる。なお、臨時の水質検査に際しても、水道水に合わせ、原水等の水質検査を行うことが望ましい。